

インフルエンザによる川崎市立学校の臨時休業について（令和5年5月30日発表）

インフルエンザの集団発生があり、次のとおり臨時休業措置を行いますので、お知らせします。

<学級閉鎖>

No	学校名	対象	期間
1	川崎区 渡田小学校	6年1組	令和5年5月30日(火)～ 令和5年6月1日(木)
2	高津区 久本小学校	5年1組	令和5年5月30日(火)～ 令和5年5月31日(水)
	合計	2学級	

臨時休業を決定した学校数	2校
臨時休業を決定した学校の患者数	19人

ア 同一校において、複数の学級閉鎖を実施した場合でも、校数は1校とカウント。

イ 同一校において、学級閉鎖と学年閉鎖の両方を実施した場合は、学級閉鎖、学年閉鎖それぞれ1校とカウント。

ウ 週休日に学校行事がある場合は、課業日として扱い、休業期間に含めるものとします。

<問合せ先>

川崎市教育委員会事務局 健康教育課 村石
電話 044-200-3292